

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除(非課税)の対象です。

年末調整や確定申告で、納付した国民年金保険料額を申告する場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

社会保険庁のお問い合わせ窓口は、「控除証明書専用ダイヤル」 ☎0570-070-117です。IP電話からは03-6748-8882へお願いします。(受付期間：11月4日～平成21年3月13日、平日9時～午後5時まで)



詳しくは、お近くの社会保険事務所または町国民年金担当窓口にお問い合わせください。



大曲社会保険事務所 ☎0187(63)2294、2295、2299
役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線2145)

控除証明書Q&A

Q1.「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

A1.今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算のうえ申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付等する必要があります。

Q2.家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

A2.世帯主または配偶者として、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することが出来ます。



●合併浄化槽について●



ハリーちゃんです。今回は合併浄化槽について、紹介します。合併浄化槽とは、し尿および生活雑排水等を個別に処理するものです。



浄化槽にも大きさがあり、住宅の延べ床面積に応じて、設置できる浄化槽の大きさが決まっています。

① ②
③ ④



公共下水道・農業集落排水への加入・合併浄化槽を設置し、家庭からの排水をきれいにし、豊かな自然を守りましょう。



また公共下水道区域外、農業集落排水区域外に設置する場合は、浄化槽の大きさに対して補助金があります。手続きに関しては業者さんが行ってくれますよ。



役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910(内線3227)

